

小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン等事業者説明会

日時 令和元年5月16日(木)

午後1時30分から

場所 市民交流センター 第1・2・3会議室

開会

1 あいさつ

2 説明

3 質疑応答

閉会

○ 補足事項

- ・ 事前協議の際には、来庁前にご連絡をお願いします。
- ・ 説明対象者へは「太陽光発電事業計画協議済通知書」を提示してください。
- ・ 協定書については、ガイドライン協定書案を参考に個別説明や説明会での意見を反映して作成し、区へ提案してください。
- ・ 従来届出していたいただいていた環境条例に基づく開発行為の届出についても、引き続き提出が必要となります。ただし、添付書類について、指導要綱に基づく届出書と重複するものについては当面の間省略可とします。

○ 着手済みの事業に対する例外について

・ **市との事前協議**

令和元年5月31日以前に地域住民との協議に着手している事業は省略  
事業認定取得済みの事業は、地域住民への説明前までに行うこと

・ **地域との協定締結**

令和元年5月31日以前に地域住民との協議が終了している事業は省略

・ **設置をするべきでないエリア（ガイドライン別表1）**

平成31年3月31日以前に電力会社と接続契約を締結した事業は免除

○ その他

- ・ 2017年4月に施行された改正FIT法により、FIT法認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵堀等の設置が義務付けられました。市内においても未設置の設備、柵堀等の設置が不適切な設備が確認されています。認定基準違反として国に対応されることのないようにしてください。
- ・ 環境条例に基づく開発行為の届出について、完了届が提出されないまま、発電を開始している設備について複数確認しています。速やかに届出書を提出してください。
- ・ 6月1日以降、市内の設置されている設備について順次確認を行います。上記の件を含め、遵守すべき法令や条例に違反している場合は、事業者名の公表や国への情報提供を行います。

# 事業用太陽光発電設備設置に対する制度見直しについて

## 1 これまでの経過等

東日本大震災以降、原発依存の削減や再生可能エネルギーの活用促進を目的に、国（経済産業省）は平成24年7月から「再生可能エネルギー固定価格買取制度」を創設し、市内においても比較的大規模な太陽光発電設備が設置されるようになりました。

しかし、太陽光発電設備は建築基準法の工作物には当たらないため、直接的な法規制がない状況となっています。

このため、小諸市では一定基準以上の設備の設置に関し、設置者や設置内容等を把握することを目的に「小諸市環境条例」及び「同条例施行規則」を一部改正し、平成27年1月から事業者に対し市への届出と関係住民への説明を義務付けました。

また、事業者と地域住民の相互理解、適切な設備の導入を促進するため、平成29年7月から「小諸市事業用太陽光発電設備の設置に係るガイドライン」を施行し、これに基づいて行政指導を実施してきました。

## 2 課題

- ・発電事業終了後の太陽光発電設備の放置を防止する仕組み、撤去及び処分費用を確実に確保する仕組みがない。また、買取価格の大幅な下落により採算が厳しくなり、太陽光関連事業者の倒産が相次いでいる。
- ・地域住民と事業者の合意形成が不十分で、着工後トラブルに発展する事例がある。
- ・現状の仕組みでは、住民説明後に市に届出となるため情報が少なく、市民や区からの相談対応が十分にできていない。また、事業者との調整のほぼ全てを地域が担っており、区長の負担感が強く、住民説明段階から市の積極的な関わりを求める声があがっている。
- ・経済産業省の事業認可を受けてから住民説明に入るケースがほとんどであり、事業内容がほぼ固まっているため、住民意見の事業反映が困難な状況である。加えて、住民の反対の声が大きくても撤退となりやすく、今後は強引な開発も想定される。
- ・景観の阻害、モジュールの反射光、パワーコンディショナーからの騒音等による生活環境の悪化、雨水の敷地外の流出による影響、開発による災害の誘発など、市民から不安の声が寄せられている。

## 3 見直しの方向性

ガイドラインについて基準強化、遵守事項追加など大幅な見直しを行います。また、事前協議による指導強化、地元との協定義務化などを盛り込んだ太陽光発電事業に関する新たな指導要綱を作成し、事業者に対して事業の適正な実施を求めていきます。

なお、今後もこれらの状況を随時検証する中で、国や県の制度改正や近隣自治体の動向を注視しながら、条例制定も視野に入れながら継続して検討協議していきます。

#### 4 見直しの経過

組織横断的に課題と対応策を検討するため、関係部署の実務担当者を中心に「事業用太陽光発電に関する規制見直しプロジェクトチーム」を設置し、改定ガイドラインの原案等を作成しました。

この原案について、市議会（福祉環境委員会）、環境審議会、区長会、農業委員会から意見聴取を行いました。また、パブリックコメントにより市民や事業者から意見募集をした結果、107 件のご意見が提出されました。

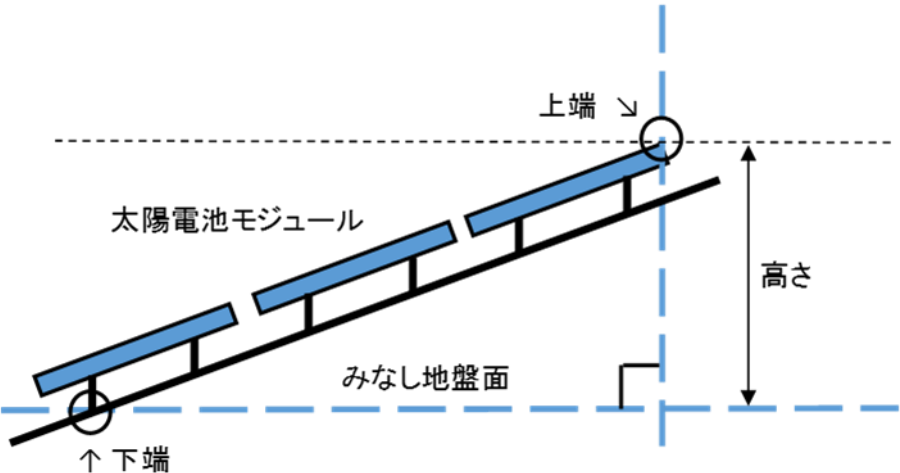
この結果を受け、いただいたご意見を考慮しながら原案の修正を行い、改定ガイドラインと新たな指導要綱の内容が決定しました。

平成 30 年 11 月～	状況整理や課題把握、関係機関から意見聴取
平成 30 年 12 月～平成 31 年 2 月	庁内プロジェクト会議（計 4 回）
平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月	見直し案について関係機関へ説明、意見聴取
平成 31 年 2 月 21 日～平成 31 年 3 月 18 日	パブリックコメント
平成 31 年 3 月 22 日	改定ガイドラインの公表 新指導要綱の公表
平成 31 年 4 月 1 日	改定ガイドライン運用開始 新指導要綱一部施行
平成 31 年 4 月～	市民への周知（広報、HP、区長会等）事業者説明会
2019 年 6 月 1 日	新指導要綱完全施行

#### 5 見直しの概要（主な変更点）

○ 小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン

項目	改定前	改定後
対象規模の拡大	50kW 以上 (50 kW 未満は配慮要請)	土地に自立して設置するもの全て (建築物に設置するものは除く)
事業エリアの規制	周辺環境等に調和した事業計画の策定が困難な場合、 <u>設置を避けるべき地域を示し事業者へ依頼。</u> (1) 土砂災害特別警戒区域 (2) 砂防指定地 (3) 急傾斜地崩壊危険区域 (4) 保安林 (5) 農用地区域 (6) 第一種農地（牧草放牧地） (7) 自然保護区 (8) 景観形成阻害地域	生活環境、自然環境等に大きな影響を及ぼす可能性があるエリア（左記（1）～（8））に加え ・ <u>土砂災害警戒区域</u> ・ <u>地すべり防止区域</u> ・ <u>土砂災害危険箇所</u> ・ <u>地域森林計画の対象民有林</u> ・ <u>鳥獣保護区</u> ・ <u>自然公園</u> ・ <u>指定文化財区域</u> を追加し、 <u>設置するべきでない地域として事業者へ要請。</u>
ガイドラインの違反对応	規定なし	指導要綱に基づき、指導、助言、改善命令、公表を行い、法令や条例違反した場合は国（経済産業省）へ情報提供する。

項 目	主な追加事項（抜粋）
その他遵守すべき事項	<p>「その他配慮すべき事項」を「その他遵守すべき事項」へ変更する。</p> <p>1 柵堀等 すべての発電設備において設置をすること。通学路や住宅街では子ども用の対策をするなど、周辺状況に応じた設備とすること。</p> <p>2 道路 <u>道路中心より 2 m以上離して工作物を設置すること。</u></p> <p>6 雨水対策 すべて敷地内で処理できるような地下浸透施設等の雨水排水施設を設置すること。<u>(計画作成に必要な降雨強度、流出係数等は基準強化)</u></p> <p>7 緊急連絡先 柵等の外側から見えやすい場所に標識を設置すること。</p> <p>8 空地の緑化 設備の設置の無い空地は、芝等の地被類により緑化すること。</p> <p>9 樹木の保存 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は事業地内に移植すること。<u>山林の場合は道路との敷地境界から 10m以上離して発電設備を設置し、その間の既存林は伐採しないこと。</u></p> <p>10 設置位置 発電設備は隣地境界から可能な限り後退すること。特に住宅や道路からは5 m以上離して設置し、植栽等により威圧感や存在感を軽減すること。</p> <p>16 高さ 太陽電池モジュールの高さは、20mまでとすること。 <u>(ここでいう高さとは、みなし地盤面から上端までの垂直距離とし、連続して設置する場合は最上部の上端までの垂直距離とする。)</u></p> 

○ 小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱

項 目	現 行 (環境条例に基づく届出)	指 導 要 綱 施 行 後
手続きの流れ (事前協議制の導入) (届出手続の追加)	①事業計画認定申請(経産省) ②地域へ説明(説明会開催) ③(協定締結) ④ <u>設置届出(市)</u> ⑤工事着工 ⑥工事完了 ⑦ <u>完了届(市)</u> ⑧運転開始	① <u>事前協議(市)</u> ②協議済通知 ③説明会開催 ④協定締結 ⑤事業計画認定申請(経産省) ⑥ <u>設置届出(市)</u> ⑦確約書提出 ⑧ <u>受理通知(市)</u> ⑨工事着工 ⑩工事完了 ⑪運転開始 ⑫ <u>運転開始届出(市)</u> ⑬現地確認 ⑭ <u>受理通知(市)</u> ⑮発電事業終了 ⑯ <u>撤去届出(市)</u> ⑰設備撤去 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">             ※事業計画 認定申請前 に行う。           </div>
地域住民との合意形成 協定の締結	地域の要望により協定締結	<b>【50 kW 以上】</b> 説明会の開催と協定締結は義務 <b>【50 kW 未満】</b> 地域の要望があれば、説明会の開催と 協定締結は義務
事業開始後(売電開始後) の運用管理に対する指導	規定なし	適切な管理のため、以下の事項につい て事業計画を提出させ、この計画に基 づく指導。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な保守点検</li> <li>・ 定期的な除草、清掃</li> <li>・ 自然災害等発生時の速やかな現地                確認および予測されるときの前                点検</li> <li>・ 異常発生時の連絡と対応</li> <li>・ 予期しなかった問題発生時の対応</li> <li>・ 事業者変更時の合意事項等の継承</li> </ul>
事業終了(売電終了)後の 撤去と処分にかかる指導	規定なし	事業終了後の設備の適正管理と撤去に ついて規定。(可能な限り速やかに撤去 するよう明記)

# 小諸市太陽光発電設備に関する指導要綱 手続きのフロー

